

調布市立図書館宮の下分館改築に伴う機械設備工事

---

機 械 設 備 工 事  
特 記 仕 様 書

令和6年度

調 布 市

承諾日：令和7年6月2日

# 目 次

第1編 共通事項-----	1-
第1章 工事概要-----	1-
1.1 工事件名	
1.2 工事場所	
1.3 敷地面積	
1.4 建物概要	
1.6 備考	
1.7 工事種目別概要	
第2章 一般事項-----	3-
2.1 適用範囲	
2.2 特許権等の調査について	
2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い	
2.4 成績評定について	
2.5 工事の入札等について	
2.7 各種点検、調査、見学会等への協力	
2.9 読み替え	
第4章 施工区分-----	4-
4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い	
第2編 工種別事項-----	4-
第1章 一般事項-----	4-
第1節 総則	
1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書 1.1.1.4）	
1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書 1.1.1.5）	
1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書 1.1.1.7）	
1.1.6 関連工事等の調整（標準仕様書 1.1.1.11）	
1.1.7 建設副産物の処理（標準仕様書 1.1.1.16）	
1.1.8 過積載の防止（標準仕様書 1.1.1.17）	
1.1.9 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書 1.1.1.19）	
第2節 工事関係図書	
1.2.1 実施工程表（標準仕様書 1.1.2.1）	
1.2.2 施工図等（標準仕様書 1.1.2.3）	
1.2.3 工事の記録等（標準仕様書 1.1.2.4）	
第3節 工事現場管理	
1.3.2 施工条件（標準仕様書 1.1.3.4）	
第4節 機器及び材料	
1.4.1 環境への配慮（標準仕様書 1.1.4.1）	
1.4.2 機材の品質等（標準仕様書 1.1.4.2）	
1.4.3 機材の検査等（標準仕様書 1.1.4.5）	
1.4.4 メーカーリスト	
第5節 施工	
1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書 1.1.5.6）	
1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書 1.1.5.7）	
第6節 しゅん功図等	
1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書 1.1.7.1）	
1.6.2 しゅん功図（標準仕様書 1.1.7.2）	

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書 1.1.7.3）

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）

## 第1編 共通事項

### 第1章 工事概要

#### 1.1 工事件名

調布市立図書館宮の下分館改築に伴う機械設備工事

#### 1.2 工事場所

調布市上石原3丁目1番地24

#### 1.3 敷地面積

1,072.87 m<sup>2</sup>

#### 1.4 建物概要

建物名称	図書館	自転車置場	
建物構造	RC造	アルミニウム合金造	
地上階数	1階		
地下階数			
建築面積	425.18 m <sup>2</sup>	3.28 m <sup>2</sup>	
延床面積	408.29 m <sup>2</sup>	3.28 m <sup>2</sup>	
備考			

#### 1.5 工期

日間(令和 年 月 日まで)  
・ 概成工期 日間(令和 年 月 日まで)

#### 1.6 備考

(1) 週休2日促進(交替制) 工事の適用については以下による。

○本工事は、現場閉所により実施する「週休2日工事」である。週休2日「週休2日促進工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「財務局「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務極の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページから、それぞれ入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/syu2sokushin.pdf>

## 1.7 工事種目別概要

---

### (1) 空調調和設備工事

---

電気式ヒートポンプにより空調を行う。

---

室外機は屋上に設置し、各室を個別空調とする。

---

### (2) 換気設備工事

---

空調換気扇及び換気扇による換気を行う。

---

空調換気扇の排気をトイレ等へ給気し、排熱利用を図る。

---

### (3) 自動制御設備工事

---

空調機の室内機、室外機間の二次側電気工事を行う。

---

空調機、空調換気扇のコントロールスイッチ取付、二次側配線電気工事を行う。

---

### (4) 衛生設備工事

---

トイレ、事務室及び屋外に衛生設備の設置を行う。

---

### (5) 給水設備工事

---

トイレ、事務室及び屋外に給水設備を設置し、敷地内の既設給水管から給水を行う。

---

### (6) 排水設備工事

---

全面道路給水本管より引込み、直結給水方式にて各給水箇所へ供給する。

---

屋外に浸透施設を設置し、敷地内の雨水浸透を行う。(建築工事)

---

### (7) 給湯設備工事

---

事務室の流し台に台下収納型電気温水器を設置する。

---

## 第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

### 2.1 適用範囲

---

- (1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都機械設備工事標準仕様書」、「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

### 2.2 特許権等の調査について

---

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

### 2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

---

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

### 2.4 成績評定について

---

調布市工事成績評定要綱（平成17年3月3日付要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

- ・対象

### 2.5 工事の入札等について

---

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### 2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

---

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) 令和7年10月の土曜日のいずれかで、住民説明会を開催予定であるため、可能な限り同席すること。

### 2.9 読み替え

---

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、

「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。第4章 施工区分

#### 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

---

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

- ・ 受注者の負担とする。

## 第2編 工種別事項

### 第1章 一般事項

#### 第1節 総則

##### 1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書 1.1.1.4）

---

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

##### 1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書 1.1.1.5）

---

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

(4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

☆・ 認めない。

☆・ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙○「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

##### 1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書 1.1.1.7）

---

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報

の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】 JACIC のホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

#### 1.1.6 関連工事等の調整（標準仕様書 1.1.1.11）

契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。

- (1) 調布市立図書館宮の下分館改築工事
- (2) 調布市立図書館宮の下分館改築に伴う電気設備工事

上記別途工事と施工上関連する工事については、当該工事関係者と相互に協力し、工事全体への円滑な施工計画に励むこと。

また、定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。

#### 1.1.7 建設副産物の処理（標準仕様書 1.1.1.16）

(1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ケ マニフェスト等の提示

(ア) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

(ア) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

- 現場で発生した建設発生土を使用する。

#### 1.1.8 過積載の防止（標準仕様書 1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

#### 1.1.9 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書 1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険<sup>(※)</sup>に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

## 第2節 工事関係図書

### 1.2.1 実施工程表（標準仕様書 1.1.2.1）

---

- (1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成する。
- (2) 全体工程表（ネットワーク工程表とする）、月間工程表及び週間工程表を関連工事と連携して作成し、当該部分の施工に先立ち監督員の承諾を受ける。

### 1.2.3 工事の記録等（標準仕様書 1.1.2.4）

---

- (1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
  - 作成する。
- (2) 写真帳の提出は、次による。
  - 作成する。
- (3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACIC ホームページを参照する。

エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

## 第3節 工事現場管理

### 1.3.2 施工条件（標準仕様書 1.1.3.4）

---

施工条件は、次による。

- (1) 近隣住民へ配慮し、騒音及び振動の低減に努めること。

(2) 小中学校の通学路のため登下校の時間帯は、特に児童及び生徒の安全に注意すること。

## 第4節 機器及び材料

### 1.4.1 環境への配慮 (標準仕様書 1.1.4.1)

---

(1) 「東京都環境物品等調達方針 (公共工事)」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目 (以下、「環境物品等」という。)の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針 (公共工事)」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(ア) 特別品目

○ 高効率空調用機器 (熱源以外の空調機器)

○ 環境配慮形 (EM) 電線・ケーブル

○ 電気便座

(イ) 特定調達品目

○ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管

○ 節水器具 (節水コマ、泡沫キャップ)

○ 衛生器具 (自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器)

○ 給水栓 (節水コマ内蔵水栓、泡沫機能付水栓、自動水栓 (自己発電機構付))

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針 (公共工事)」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定 (実績) チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等 (特別品目) 使用予定 (実績) チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等 (特定調達品目) 使用予定 (実績) チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等 (調達推進品目) 使用予定 (実績) チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量については標準仕様書「2.3.1.1 一般事項」、「2.3.2.1.1 一般事項」(1)、「7.3.2.10.2 塗料」(2)及び東京都建築工事標準仕様書「1.4.1 環境への配慮」(2)のとおりとし、放散等級の表示によらないものは、以下の通りとする。

・

### 1.4.2 機材の品質等 (標準仕様書 1.1.4.2)

---

(2) 再生材の品質は、次による。

○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」(東京都建設局)による。

「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。

ア 再生クラッシュラン (RC-40、RC-30)

イ 再生粒度調整砕石 (RM-40、RM-30)

ウ 再生砂 (RC-10)

ク 再生骨材 L を用いたコンクリート

ケ コンクリート用再生骨材 H

コ 再生単粒度砕石 (浸透トレンチ用)

### 1.4.3 機材の検査等 (標準仕様書 1.1.4.5)

---

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」(東京都財務局)に基づく検査を受け、合格したものを使用する。



#### 1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書 1.1.7.3）

---

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

イ その他の保全に関する資料

- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

#### 1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）

---

(3) 設計図 CAD データの貸与の適用は、次による。

- ・貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時に JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACIC ホームページを参照する。